平成２２年（フ）第５６３４号
大阪市北区中津３丁目３番36号　中津スターマンション302号室
債務者　橋本　淳子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９１１号
大阪市西区北堀江１丁目14番19―510号
債務者　山田　廣也
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２０号
大阪市大正区泉尾１丁目17番30―902号
債務者　上田　夕子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２２９号
大阪市住吉区長居４丁目２番４号
債務者　東　　輝男
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６５号
大阪府東大阪市東山町７番３号
債務者　木村　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２７８号
大阪府東大阪市横小路町１丁目５番８号
債務者　佐々木美喜雄
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２８６号
大阪市東成区中道２丁目４番15号
債務者　藤田幸代こと　姜　　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３４２号
大阪府枚方市出口６－９－８－Ｂ303、住民票上の住所大阪府枚方市牧野下島町３番17―607号
債務者　山本　信也（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５９号
大阪市住吉区杉本１丁目１番９号　シャルレ花水木201号
債務者　松岡ノリ子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８０号
大阪市旭区生江３丁目25番８―406号
債務者　島田久美子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８８号
大阪市浪速区塩草２丁目１番25―1101号
債務者　山本　博子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４０８号
大阪市浪速区大国３丁目７番８号　ヴィラ弐番館302号
債務者　眞砂　京子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１０号
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目15番12号
債務者　細木　　円
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１９号
大阪市西区阿波座２丁目４番２―601号
債務者　大島　英介
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２１号
大阪市港区波除２丁目５番５号　菊川マンション801号
債務者　金山ゆりか
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２２号
大阪市港区波除２丁目５番５号　菊川マンション801号
債務者　金山　衣里
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２６号
大阪市大正区平尾３丁目９番７号　第２三晃マンション302号
債務者　高城　賢治
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部